

答 申 第 6 0 号
令和 2 年 1 月 27 日

青 森 県 知 事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和元年7月5日付け青監第333号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

土地境界確定通知書等に係る不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和元年 5 月 23 日、実施機関に対して、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次の文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 十土木（財）第 539 号（平成 12 年 11 月 13 日）の土地境界確定通知書（地番〇〇地先）（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 上記確定後の上記にかかわる行政文書（県依頼の現地測量、会議記録など）（以下「本件対象文書 2」といい、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 を「本件対象文書」と総称する。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件対象文書は存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 6 月 6 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年 6 月 24 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は行政文書不開示決定通知書において、行政文書を開示しない理由を「執務室及び書庫を探しましたが発見できなかったことから、保有していません。」としているが、何でそうなったのか、関係者が誰なのかが明示されておらず、行政執行上問題がある。
- (2) 行政の文書管理に問題があり「保有していません。」とされることに納得できない。
- (3) 行政に対する不信があり、徹底した調査及び処分を求める。
- (4) 実施機関には開示請求の対象となった行政文書の探索の努力が感じられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書及び令和元年11月19日付け当審査会あて提出書面（以下「追加提出書面」という。）によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書における本件処分の理由

(1) 本件対象文書の分類について

ア 本件対象文書1

本件対象文書1は、平成8年4月1日の文書分類表によると、「大分類K土木、中分類1監理、小分類3国有財産、書目分類13境界確定協議、保存年限永年保存（甲）」に分類される。

イ 本件対象文書2

本件対象文書2は、本件対象文書1に関係する文書であると考えられ、平成8年4月1日の文書分類表によると、「大分類K土木、中分類1監理、小分類3国有財産、書目分類10国有財産一般、保存年限3年」に分類される。

(2) 本件対象文書の検索状況について

ア 本件開示請求以前の検索状況について

本件開示請求以前に本件対象文書1について行われた行政文書開示請求を受けて、平成30年11月5日から同月19日までの間、上北地域県民局地域整備部用地課財産担当職員3人が検索を行ったところ、以下のとおりであった。

- (ア) 同課の執務室に保存されている、平成12年度に完結した永年保存(甲)文書について作成される文書件名目録には、本件対象文書1に係る記載があることを確認した。
- (イ) 同課の執務室に保存されている「境界確定一覧綴」には、本件対象文書1に関する記載がないことを確認した。
- (ウ) 同課の倉庫に保存されている平成12年度土地境界確定協議申請書の簿冊に綴じられている一覧表には、本件対象文書1に関する記載はなく、簿冊にも編綴されていないことを確認した。
- (エ) 平成12年度土地境界確定協議申請書以外の簿冊や、財産担当関係文書の保管場所以外など、対象と場所を拡大して検索を続行したが、本件対象文書1を発見することはできなかった。
- (オ) 平成30年11月15日、同課副課長は同部職員70人に対して電子メールにより本件対象文書1の検索を依頼したが、本件対象文書1に関する情報を得ることはできなかった。
- (カ) 平成30年11月16日、同課長は平成12年度以降に同課財産担当として在籍した職員(退職者を除く。)21人に対して電子メールにより本件対象文書1に関する情報提供依頼を行った。
- (キ) (カ)の結果寄せられた情報から、本件対象文書1が十和田市に引き渡された可能性も否定できないと判断し、同市土木課職員に対して電話により当該事実の有無等を確認したが、本件対象文書1に関する情報を得ることはできなかった。

イ 本件開示請求を受けての検索状況について

本件開示請求を受けて、令和元年5月23日から同年6月6日までの間、上北地域県民局地域整備部用地課財産担当職員3人が、上記(2)のアの(ア)から(エ)までと同様の手法により検索を行ったが、本件対象文書1を発見することはできなかった。

(3) 本件処分の適法性について

(2)のとおり、実施機関は本件対象文書を保有しておらず、条例第11条第2項の規定により行政文書を開示しないこととした本件処分には、その取消しを求める理由がない。

2 追加提出書面における主張

(1) 本件対象文書の十和田市への移管の可能性について

- ア 地方分権一括法により国有財産特別措置法が改正されたことに伴い、知事が国の機関として管理してきた法定外公共物である里道・水路のうち、現に公共の用に供しているものについては、国から市町村に譲与の上、その機能管理及び財産管理を当該市町村の自治事務とすることとされ、平成 17 年 3 月末を期限として譲与手続が行われた。
- イ 本件対象文書に係る法定外公共物は、平成 17 年 3 月 31 日付けで国と十和田市が締結した国有財産譲与契約書の第 3 条に譲与物件としての記載があり、十和田市へ譲与されたことが確認されている。
- ウ 上北地域県民局地域整備部には、法定外公共物に関する書類の十和田市への引継ぎに関する文書は存在せず、書類引継ぎが行われた形跡がない。
- エ 令和元年 10 月 7 日付けで同部長から十和田市長に対して、本件対象文書及び関連する文書の保有の有無について文書照会したところ、同月 9 日付けで「保有していない」旨の回答があった。
- オ ウ及びエ並びに本件対象文書以外の法定外公共物の境界確定に関する文書の原本が同部において保管されていることからすると、本件対象文書を含む法定外公共物の境界確定協議に関する文書は、十和田市に移管されていないものと考えられる。

(2) 本件対象文書 1 の廃棄の可能性について

- ア 本件対象文書 1 は永年保存（甲）文書であるため、保存期間が満了したものとして廃棄する意思決定をすることは考えられず、廃棄文書目録を作成することはない。
- イ 本件対象文書 1 を誤って廃棄した可能性はあるが、廃棄した事実の有無やその根拠を示すことはできない。

(3) 本件対象文書 2 について

- ア 本件対象文書 2 に該当するものとして抽出した文書及びその存否は以下のとおりである。

(ア) 工事台帳

工事台帳は、県が当該年度に実施した工事や測量等の発注実績に関する書類であり、平成 8 年 4 月 1 日の文書分類表によると、「大分類 K 土木、中分類 3 河川砂防、小分類 2 河川事業、書目分類 9 工事台帳、保存年限 10 年」に分類される。

残存していた平成 12 年から平成 15 年までの工事台帳を確認したが、本件対象文書 2 に関する情報は発見できなかった。

(イ) 会議等記録に関する文書

会議等記録に関する文書は、平成8年4月1日の文書分類表によると、「大分類K土木、中分類1監理、小分類3国有財産、書目分類10国有財産一般、保存年限3年」に分類されるものであり、保存年限経過により処分済である。

イ 審査請求人に関する行政文書を別冊として編綴し、管理していた可能性を考慮して、当該簿冊の有無を確認したが、本件対象文書2に該当するものは発見できなかった。

ウ したがって、本件対象文書2として特定される行政文書は存在しない。

(4) 本件対象文書の再検索の状況について

ア 令和元年9月30日から10月3日までの間、上北地域県民局地域整備部用地課執務室内の財産及び用地関係キャビネット一部入替工事に伴い支障となる書類のコンテナへの詰込み作業に際して、同課職員6人が、背表紙の記載内容と異なる文書が簿冊に編綴されている可能性に留意しながら再検索を実施したが、本件対象文書を発見することはできなかった。

イ 令和元年10月21日付けで青森県情報公開・個人情報保護審査会会長から本件対象文書の再検索並びに当該状況及び結果の説明要求があったことから、同課職員6人が同月29日から11月8日までの間、職務室内の庶務関係キャビネット、車庫2階倉庫及びI倉庫に保管されている土地境界確定協議申請書の簿冊等について、上記アと同様の手法により改めて検索を実施したが、本件対象文書を発見することはできなかった。

ウ 同月29日、同課長から同部職員全69人に対して改めて電子メールにより検索を依頼したが、本件対象文書に関する情報を得ることはできなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書1について

(1) 本件対象文書1の性質について

本件開示請求に係る境界確定協議は、県が財産管理を行っている旧建設省所管国有財産である水路・里道と隣接地の境界について、国有財産法等の規定に基づき、当該水路・里道の隣接地の所有者等からの申請に応じ、現地で県と当該所有者等が協議を行い、当該水路・里道と隣接地の境界を確定させる手続であり、本件対象文書1は当該協議により境界が確定したことを隣接地の所有者等に通知する文書である。

(2) 本件対象文書1の存否について

ア 本件対象文書1は、審査請求人が審査請求書に別紙1としてその写しを添付していること及び文書件名目録に本件対象文書1に係る記載があることから、実施機関において作成されていたものと推測される。

イ 本件対象文書1は、平成8年4月1日の文書分類表では永年保存（甲）に分類されており、実施機関は、これを廃棄した事実の有無やその根拠を示すことはできないとしている。

また、本件対象文書1は、境界確定協議に関する文書であると同時に法定外公共物に関する文書でもあるため、平成16年5月26日付け国官会第289号国土交通省大臣官房長通知の記の5に基づき、十和田市へ移管された可能性も考えられるところ、実施機関によると、十和田市への引継ぎに関する文書は存在せず、十和田市から本件対象文書を「保有していない」旨の文書回答を得ているとのことである。

これらからすると、本件対象文書1は、本来、実施機関において存在しているはずである。

ウ しかし、実施機関によると、再三にわたり執務室、書庫等を検索したが本件対象文書1を発見できず、上北地域県民局地域整備部用地課財産担当として過去に在籍した職員を含む関係職員に本件対象文書1に関する情報提供依頼等を行ったが、発見につながる情報を得ることはできなかったとのことであり、これらの説明に特に不自然、不合理な点は認められず、検索の方法及び範囲が不十分であるとも言えない。

エ 実施機関の再三にわたる検索にかかわらずその存在が確認されていないことからすると、本件対象文書1は、散逸した状況や理由は不明であるが、所在不明となったものと認めざるを得ない。

3 本件対象文書2について

実施機関によると、本件対象文書2に該当するものとしては工事台帳及び会議等記録に関する文書があるが、いずれも保存年限を経過しており、廃棄済若しくは検索したが発見できないため本件対象文書2として特定される行政文書は存在しないとのことである。

これらの説明に特に不自然、不合理な点は認められず、また、他に本件対象文書2の存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関は、これを保有していないと考えるのが相当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないものと認められるため、第1のとおり判断する。

5 付言

行政文書の適正な管理は、適切かつ円滑な情報公開を実施するための前提であり、条例第19条第1項においては、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規定している。

同項の規定にかかわらず、保存期間中の行政文書が所在不明となることは、県民の知る権利にこたえることを不可能とし、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させることになりかねない。

実施機関においては、今後、このようなことがないように、条例の趣旨を十分に理解し、適切な文書管理及び情報公開制度の運用に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年月日	処理内容
令和元年7月5日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和元年8月6日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和元年8月30日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和元年10月18日 (第104回審査会)	・審査を行った。
令和元年10月21日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和元年11月15日 (第105回審査会)	・審査を行った。
令和元年11月20日	・実施機関からの追加提出書面を受理した。
令和元年12月20日 (第106回審査会)	・審査を行った。
令和2年1月17日 (第107回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

令和2年1月27日現在